

平成 19 年 5 月 11 日

各 位

上場会社名 株式会社タチエス
代表者名 取締役社長 樽見 耕作
(コード番号 7239 東証第一部)
問合せ先 執行役員 針ヶ谷 博
(TEL 042-546-8111)

内部統制システムの整備に関する基本方針の改定について

当社は、平成 18 年 5 月 16 日開催の取締役会において、内部統制システムの整備に関する基本方針を決議しましたが、平成 19 年 5 月 11 日開催の取締役会において、一部改定を決議しましたのでお知らせします。改定後の基本方針は以下のとおりであります。

記

内部統制システムの整備に関する基本方針について

当社は、平成 16 年 4 月にコンプライアンス宣言を行いました。この中で、「タチエス倫理綱領」を役員・社員の行動の拠りどころとし、以下の実践に努めることを宣言しました。

- ・環境への影響に十分配慮し、社会に有用で安全な商品を提供していくと共に、企業の透明性を確保し、全てのステークホルダーの信頼に応えられるよう努める。
- ・国の内外を問わず、すべての法律とルール及びその精神を遵守すると共に、社会的良識をもって行動する。
- ・社是「互譲協調」の精神に基づき、良き企業市民として責任ある行動と倫理観の涵養に努める。

これらを実践し、社会から信頼される企業であり続けるため、当社は、内部統制システムの整備に関する基本方針を以下の通り定めました。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 役員・社員は、一人ひとりの行動規範として制定する「タチエス倫理綱領」に従い、誠実に行動する。
- 2) コンプライアンスに関する体制整備のため、コンプライアンス運用規定、内部通報制度等を制定するとともに、倫理委員会、コンプライアンス委員会を設置する。
社長を委員長とし、全取締役、関係執行役員、事務局で構成する倫理委員会にて、各年度、コンプライアンス実行計画を策定するとともに活動のレビューを行う。
グループ内での法令違反等の不正行為の早期発見と是正を図るため、内部通報制度を設ける。
この通報先は、経営監査室、監査役、顧問弁護士とする。
コンプライアンス違反が発生した場合、これに適切に対応するため、コンプライアンス担当役員を委員長とし、社外取締役、監査役、顧問弁護士、事務局にて構成するコンプライアン

- ス委員会を設置する。
- 3) 社内業務については経営監査室が監査する。各部署・関係会社に対する監査計画を立案し、監査の実施、指摘、監査報告を行い、有効性の強化とプロセス改善に努める。
 - 4) 経営の公正及び透明性を確保するために、取締役体制には、社外取締役を招聘する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 法令・社内規定に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できる。
- 2) 重要な情報の機密保持や個人情報の保護については、情報セキュリティポリシー及び個人情報保護規定により適切に管理される。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 取締役会及び執行役員会において、経営環境の変化や事業の活動状況を踏まえ、事業に関する重大なリスクをあらかじめ予見し、その適切な対処方法について検討し、予防策を講じる。
- 2) 全社的なリスクについては、社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を設置すると共に、その下部組織として各部会を設置し、リスク管理体制の整備、強化を図る。
- 3) なお、コンプライアンス、安全、環境、品質に係るリスクについては、「倫理委員会」、「中央安全衛生委員会」、「全社環境管理委員会」、「品質保証委員会」を設け、それぞれの担当部署が専門的な立場からリスク管理を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 次の経営管理システムを用いて、取締役の職務執行の効率化を図る。
 - ①毎月1回開催する取締役会における重要事項の決定と取締役の業務執行状況の監督
 - ②毎月2回開催する執行役員会における重要事項に関する意思決定
 - ③取締役会における中期経営計画の策定と執行役員会における月次のフォロー
 - ④取締役会における年度事業計画の策定と執行役員会における月次業績のフォローと改善策の策定
- 2) 経営の意思をタイムリーに伝達し、各部門における業務の執行を円滑にするために、各部門を担当する執行役員が招集する部門別執行役員会（各部門の担当役員・部長にて構成）を設置する。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- 1) グループ経営管理について、国内事業は事業統括部門が統括し、海外事業は海外事業統括部門が統括する。

- 2) 事業統括部門は、グループ各社の月次損益分析を取締役会及び執行役員会に報告する。
- 3) 次の会議体を設け、関係会社に対する適切な経営管理とモニタリングを行う。
 - ①国内関係会社
 - ・国内関係会社経営コミッティー（年2回開催）
 - ・関係会社社長会（年2回開催）
 - ②海外関係会社
 - ・海外関係会社経営コミッティー（年2回開催）
 - ・北米経営コミッティー（2カ月毎に開催）

6. 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- 1) 現時点で補助すべき使用人は設置していないが、必要に応じ監査役スタッフを置くこととし、その人事については監査役会の承認を得ることとする。
- 2) 監査役は、監査職務の遂行にあたり、内部監査を担当する経営監査室と連携を保ち、効率的な監査を行う。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- 1) 常勤監査役は、監査方針を立案し、監査計画に基づく監査を実施する。また、取締役会や重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、執行役員会などの重要な会議に出席すると共に、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求め、又は意見を述べ、もしくは修正を求める。
- 2) 監査役会は、社長との間の定期的な意見交換会を設定する。

8. その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 監査役体制は、経営執行の状況を広い視野から把握するため、学識経験者等の有識者を社外監査役として招聘する。また、監査役欠員による監査の空白を避けるため、補欠社外監査役を選任する。
- 2) 監査役は、監査役、会計監査人、事業統括部門担当役員及び経営監査室で構成する三者協議会を年2回定期的に開催し、コーポレート・ガバナンス、内部統制、経営全般等に関し、適時、適切な情報交換、意見交換を行う。
- 3) 監査役会は、会計監査人との会合を持ち、両者の監査計画書の監査方針、重点監査事項等の確認、意見交換を行う。
- 4) 会計監査人と社長のトップミーティングを開催する。
- 5) トップの指示が各部門長に的確に伝わり実行されているかを確認するため、会計監査人による部門長ヒアリングを実施する。

以上